

「みんなのお店ひろしま」 宣言について

◎ 「みんなのお店ひろしま」 宣言の概要

障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を募集する。宣言をした事業者は「みんなのお店ひろしま」として、市ホームページにその事業者の取組内容等を公表し、広く周知することにより、その取組を応援するとともに、障害者差別の解消に向けた機運醸成を図る。

当初の「登録・表彰制度」から、「宣言制度」へ内容を改め、具体的な取組項目を定めた。

◎ 「みんなのお店ひろしま」 シンボルマーク



シンボルマークには、人とのつながりを大切にし、障害のある人とない人が相互理解を深め、誰もが過ごしやすい社会を目指していく思いが込められている。

また、笑顔を中心に、様々な人が手をつなぎ、広島県の県花である「もみじ」や特産品である「もみじ饅頭」を連想させるシルエットになっている。

◎宣言店となるための要件

店舗における障害者への対応として大切な3つの心構えを掲げ、それを実践するための取組を行っていること。

【3つの心構え】

1. 障害を理由として、正当な理由なく、入店拒否・サービス提供の拒否をしないこと。
2. 障害者に対し、その障害の状況等に応じた社会的障壁を取り除くために必要な、合理的配慮の提供に積極的に取り組んでいること。
3. 無関心や誤解をなくす「心のバリアフリー」を大切にしていること。

◎取組項目について

1 情報保障・意思疎通

手話、要約筆記、点字、音声案内、音声コード等を用いた、情報・意思疎通に関する取組

2 施設整備

スロープ（段差解消）、手すりの設置等、施設の整備に関する取組

3 環境整備

ア 筆談ボード、折りたたみ式スロープ、車いす対応車両等、物品の配置に関する取組

イ 机やいす等の配置等の工夫に関する取組

ウ 対応マニュアルの策定や研修の実施等に関する取組

◎応募の流れ

1. 応募を希望する事業者は、市ホームページや障害福祉課から、宣言申立書入手し、必要事項を記入するとともに、取組内容が分かる写真等を添えて、郵便、ファックス、Eメール等で障害福祉課に提出（随時受付）
2. 市は、宣言申立書を受理した後に、必要に応じて現地訪問するなどして、その内容を確認した上で、事業者に対し、取組内容を記した宣言書及び「みんなのお店ひろしま」のシンボルマーク入リステッカーを交付
3. 宣言した店舗の情報や取組内容は、市ホームページで紹介

◎その他

- 年1回程度、取組状況や客の反応を市へ報告してもらう（好事例の収集）
- シンボルマークは市へ所定の手続きをすることで、事業者が発行する印刷物（名刺や封筒等）・ホームページ等に使用できるよう、使用規定を定めた
- 宣言の内容に反するような状況を確認した場合や辞退の申出があった場合等については、市ホームページでの公表を取りやめる

◎実施状況

➤ 事業者への周知・広報

- ・市ホームページ、フェイスブック、ライン、ツイッター、新聞、市民と市政（12/1号）を活用
- ・市内の事業者及び商店街・商工会へ広報

⇒どうやって事業者に周知し、応募を増やしていくかが課題。